

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：青森県
農業委員会名：鶴田町農業委員会

I 農業委員会の状況 (令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,031
自給的農家数	94
販売農家数	937
主業農家数	485
準主業農家数	92
副業的農家数	366

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,975
女性	904
40代以下	287

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	310
基本構想水準到達者	238
認定新規就農者	15
農業参入法人	0
集落営農経営	4
特定農業団体	0
集落営農組織	4

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,880	1,060	—	—	—	2,940
経営耕地面積	1,507	885	30	855	0	2,392
遊休農地面積	0	4.6	4.6	0	0	4.6
農地台帳面積	2,283	964	122	842	0	3,247

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

農業委員数	定数	実数
		18
認定農業者	—	11
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

任期満了年月日 R 4 年 3 月 31 日

農地利用最適化推進委員	定数	実数	地区数
	—	—	—

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月1日現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,940ha	2,584ha	87.89%
課 題	農業後継者の減少や高齢化による耕作放棄地等の増加及び農地の分散錯圃等が農地の集積や有効利用を図る上での課題となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	2,604ha	(うち新規集積面積	20ha)
	目標設定の考え方：前年度の実績等を考慮して設定。			
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な権利移動が出来るよう広報誌やリーフレット等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を実施。(4月) 農地の利用集積に向けた掘り起こし活動。(5月～8月) 農地情報紙を発行し、担い手へ農地情報を提供する。(6月～12月) 			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	1 経営体	6 経営体	5 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	0.8ha	3.4ha	3.3ha
課 題	当町は農家の高齢化や後継者不足により地域の農業を担う者が減少しているため、地域の状況に合わせた担い手の育成・確保を図って行く必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	3 経営体	参入目標面積	2.5ha
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営改善計画の随時個別作成指導。 認定農業者制度の啓蒙普及活動。 町認定農業者等協議会総会及び研修会での普及活動。 		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月1日現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2,944.6ha	4.6ha	0.16%
課 題	遊休農地解消に向けた所有者等への指導の方法。		

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 1.30ha			
	目標設定の考え方: 前年度の遊休農地面積の3割程度の解消を目標にする。			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		18人	6月～11月	6月～11月
	調査方法	農業委員及び事務局職員による年3回(6月・9月・11月)の農地パトロールの実施		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		12月～1月	12月～1月	
その他	農業委員の「地区担当制」を活用した、遊休農地所有者への指導を徹底する。			

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入
- ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月1日現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,940ha	0.0ha
課 題	自動車の廃車を農地に放置する事案などが見受けられるので、広報・町ホームページ等による周知、指導も必要である。	

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> 農地パトロールの実施(6月・9月・11月、全地区対象)。 違反転用の事前防止指導の徹底。
------	---

- ※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入